

## 1 いじめ防止に対する基本的な認識

現在、いじめの問題への対応は、我が国の教育における最重要課題の一つとして全国的に取り組むをすすめているところだが、全国各地においていじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大変憂慮すべき状況にある。

いじめの問題の原因や背景については、児童を取り巻く様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては、「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった取り組み重要である。

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月28日に施行され、「いじめ防止等の基本的な方針（国の基本方針）が10月11日に策定された。これに伴い、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策の整備を早急に行う必要がある。さらに、福岡県いじめ防止基本方針も策定された。

そこで、本校も「いじめ防止基本方針」を打ち出し、以下の認識のもと、いじめ防止、解決にあたり学校・関係者が連携して取り組んでいく。

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という危機意識を全職員が持つこと。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- いじめについて、本校職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、関係者が一体となった継続的な取組が必要。

## 2 「いじめ」の定義について

【定義】（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

## 3 いじめの防止（未然防止のための取組）及び早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見逃さないための手立て）、いじめに対する措置（発見したいじめに対する処置）

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじめている児童の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。

### （1）早期発見・早期対応

- ・ 毎月のアンケートの実施（必ず保管する）
- ・ 毎月の面談の実施 ※教育相談週間を設け、アンケートを実施するとともに、全員と面談する。
- ・ 相談ポスト（保健室前・児童玄関前）の活用

### （2）学校体制（組織）の整備

- ・ 月1回以上の「校内いじめ問題対策委員会」の開催
    - ※アンケート・面談を実施し、全学級の報告をもとに毎月実施するとともに、問題を把握し、即時対応する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、低・中・高学年代表である。いじめが発生した場合は、担任も含める。
  - ・ 学期に1回以上の生徒指導研修会の開催（全職員参加）
    - ※「配慮を要する児童」について情報交換して、共通理解したり、スクールカウンセラー等の専門家を活用し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。
  - ・ 人的配置、相談体制づくり
    - ※担任、同学年、近接学年、養護教諭、主幹教諭等による積極的な児童への声かけ及び児童からの相談の受け入れ
  - ・ 管理職への報告・連絡・相談の徹底
- ※いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

### (3) 学校・家庭・地域との連携

- ・保護者への連絡，保護者からの情報収集 ※児童の状況・取組内容の家庭への連絡  
事案が起きたときだけでなく，日常的なやりとりを推進  
保護者からの連絡を報告し，学校全体で共有
- ・保護者用いじめチェックリストの活用  
(6月・10月いじめ撲滅月間を設定)
- ・学級懇談会での話し合い(6月，12月，2月) ※家庭用リーフレットの配付・活用
- ・ホットライン24相談窓口の周知の徹底
- ・インターネットの情報モラル教育講演会
- ・PTAや地域の関係団体などとの連携を図りながら，広報啓発を行う。
- ・適宜，ホームページで情報の共有を行う。

### (4) 関係機関との密接な連携

- ・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる場合は，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応をとることが必要である。
- ・重大な事態(「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号)においては，警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や，関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど，より密接な連携を図るように努める。

### (5) いじめを生まない風土づくり

- ・学校行事，全校集会等における命の大切さや人権についての校長講話
  - ・道徳の時間，特別活動の指導を核として支持的風土の醸成
  - ・帰りの会のふりかえりや日記による日常的な指導 ※「居場所づくり」・「絆づくり」と自己有用感
  - ・取り組みの実施状況を学校評価項目に位置づける。
  - ・毎週金曜日にスクールサポーターとの打ち合わせを行う。
- ※学校全体で職員のアンテナを高くして，子どもたちを見守る。

### (6) 心のアンケート及びチェックリスト項目

毎月，いじめアンケートを児童に実施し，それに基づき全員に面談するが，教師は，チェックリストを活用し，早期発見に努める。

#### ① 遅刻，早退，欠席の状況から

- 一人遅れて教室へ入る。
- 理由もないのに早退する。
- 頭痛，腹痛，吐き気などの理由でたびたび休むようになる。

#### ② 学習の状況から

- 始業時刻ぎりぎりに学校へ来て，授業が終わるとすぐに下校する。
- 学習に意欲をなくし，学業成績が極端に落ち込む。
- 正しい意見なのに，なぜか指示されない。ほめると周囲から嘲笑が起こる。

#### ③ 生活，行動の状況から

- 休み時間や昼食時，放課後など，独りでいることが多くなる。
- 用事もないのによく職員室に来る。
- 常に他の児童の言いなりになっている。
- 洋服が破れたり，汚れたりしている。
- 物がなくなる，隠される，机やノートなどに落書きされる。
- いつもおどおどしていて教師を避ける。
- 生気がない，気持ちが落ち込んでいる，独りで泣いている。
- 教育相談，日記，班ノートなどに不安，悩みなどを訴える。
- グループから急に離れるなど，交遊関係が変化する。
- 悪口や陰口の中に特定の名前が集中する。
- 教師が近付くとグループの児童が不自然に分散する。

#### ④ 健康の面から

- 食欲がない，腹痛，吐き気などを訴える。
- 打撲のあとや傷などが見られる。

### (7) 「チェックリスト」活用状況の留意点

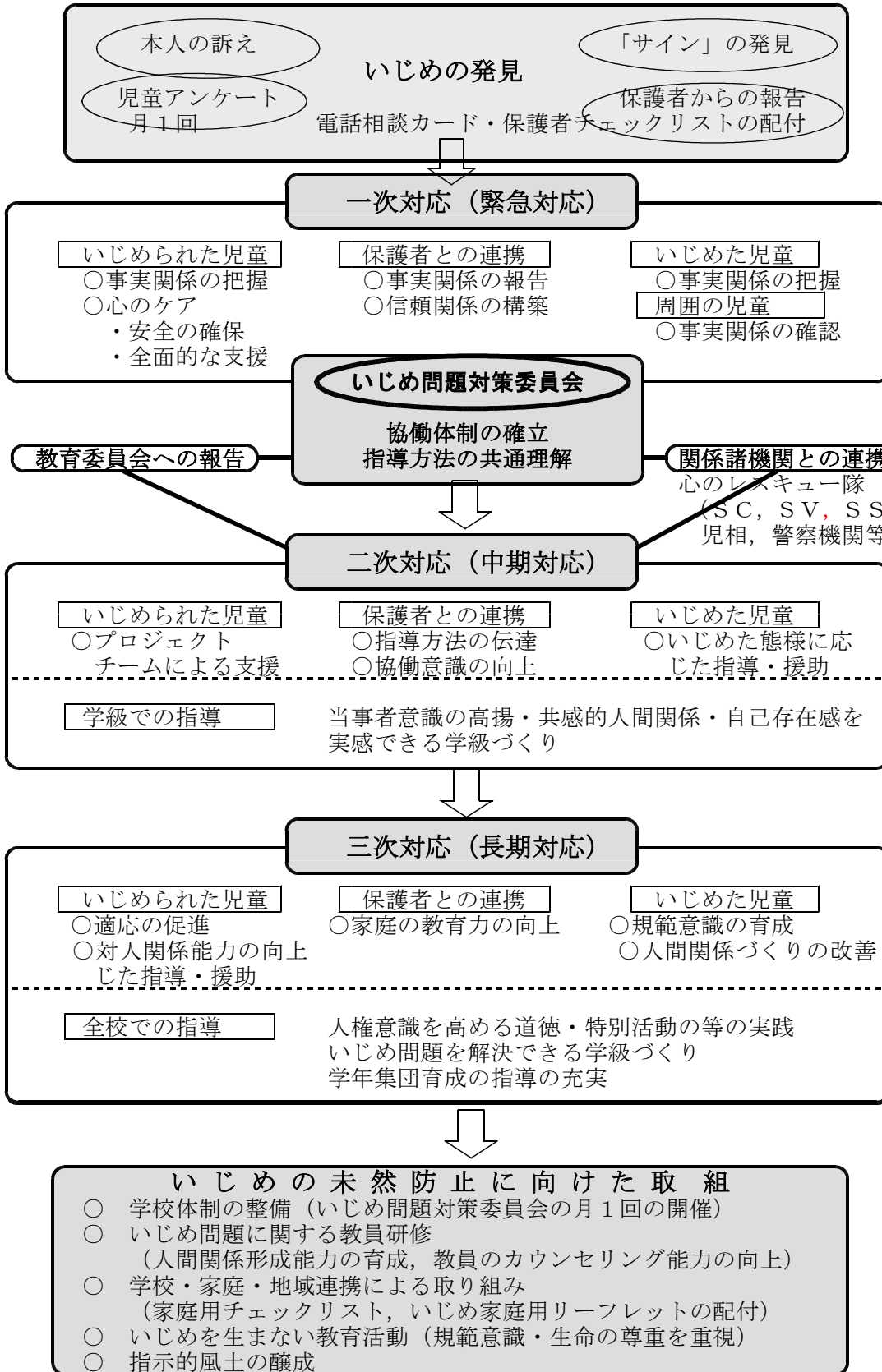
チェックリストは，早期発見のための一つの手立てとして考え，総合的に判断していく。

- ・ 日常生活をきちんと観察するとともに，児童の話を傾聴する。
- ・ チェックリストは，一つのサインであり，多くの教師の眼で内容をさらに具体化する。
- ・ チェックをすることだけが目的ではなく，適切かつ迅速な対応を心がける。

#### 4 いじめ問題への対応（組織の設置）と留意点

##### いじめ問題への対応の手順

##### 留意点



※ 発見者は管理職への迅速な報告

※ 今後の対応の記録を時系列でまとめる。

※ 校長・教頭・主幹  
生徒指導担当・担任  
で協議・迅速な対応

※ いじめ問題対策委員会メンバー  
校長・教頭・主幹  
生徒指導担当・担任  
養護教諭等  
※ 外部機関との連携は  
管理職が窓口

※ いじめ問題対策委員会での協議事項を,  
職員会議, 終礼等に  
於いて, 全職員で共  
通理解を図る。

※ 長期的な対応になる  
場合, いじめられた  
児童・保護者, いじ  
められた児童, 保護  
者側にそれぞれ担当  
職員をおき, 連携を  
図る。

※ 必要に応じて学校側  
の立ち位置を確認す  
るため, SCヘッド  
バイスをもとめる。

## 5 早期発見・早期対応にむけての計画及び職員研修計画

早期発見・早期対応に向けての計画	職員研修計画
<p><b>① 早期発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施（心のアンケートと一緒に）</li> <li>・いじめ問題対策委員会（毎月1回）</li> <li>・生徒指導研修会（全職員参加 学期に1回以上） 気になる児童の情報共有化と指導方針の共通理解（連絡会時の研修にて）</li> <li>・サインへの気づき（日常的に） 心のアンケート，チェックリストの活用 日常観察と生活背景の理解 時間の共有 遊び，給食，掃除（師弟同行）</li> </ul> </li> <li>○ 児童           <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・面談の実施（毎月）</li> <li>・相談ポストの設置（常時）</li> </ul> </li> <li>○ 保護者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット，チェックリストの配布（6月，11月）</li> <li>・学級懇談会で話合い（6月，12月，2月）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>② 早期対応（必要に応じて迅速に）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ問題対策委員会の開催</li> <li>○家庭との連携（随時）</li> <li>○関係機関との連携（市教委，SC，SV，児相，警察等）</li> </ul>	<p><b>① 児童理解・人権感覚を高める研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月 事例研修会による感受性・共感性の高揚</li> <li>7月 事例研修会による感受性・共感性の高揚（学校評価）</li> <li>8月 いじめに係る正しい認識と共通理解（いじめ防止対策推進法，いじめのメカニズム，新福岡県いじめ問題総合対策等）</li> <li>10月 前期取り組み評価・改善（学校評価） 教育相談方法についての研修</li> <li>12月 事例研修会による感受性・共感性の高揚</li> <li>2月 次年度教育指導計画作成による共通理解</li> <li>3月 後期取組み評価・改善（学校評価）</li> </ul> <p><b>② 市，県主催による人権・同和教育，生徒指導研修会への参加と報告による共有</b></p>